

議会運営委員会報告書

令和6年5月7日

備前市議会議長 守井秀龍 様

委員長 尾川直行

令和6年5月7日に委員会を開催し、次のとおり協議決定したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	調査結果	備 考
1 議会の運営に関する事項についての調査研究 ① 第2回臨時会（令和6年5月13日招集）の運営について ② 東備消防組合議会議員の辞職について ③ 正副議長選挙に係る所信表明会の運営について ④ 構成替えに係る請願の紹介について	継続調査	—
2 議長の諮問に関する事項についての調査研究 ① 議会の先例、事例に関すること (1) 先例55の改正について ② 議会基本条例の検証について ③ 議会業務継続計画の策定について ④ 次期議会運営委員会への申し送り事項について	継続調査	—

議会運営委員会記録

招集日時	令和6年5月7日（火）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時30分	開会 ～	午前10時36分	閉会
場所・形態	委員会室	閉会中の開催		
出席委員	委員長	（欠席）	副委員長	奥道光人
	委員	中西裕康		土器 豊
		西上徳一		石原和人
欠席委員		尾川直行		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	守井秀龍	副議長	森本洋子
傍聴者	議員	なし		
	報道	なし		
	一般	なし		
説明員	議会事務局長	石村享平	議会事務局次長	大西健夫
	議事係長	青木弘行		
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○奥道副委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席は5名でございます。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

本日は、委員長が疾病のため欠席しておられますので、副委員長の私が委員長の職務を代行いたします。何分不慣れなことで御迷惑をおかけするかもしれませんが、よろしく願いをいたします。また、そのたびに御指導いただければありがたいと思います。

それでは最初に、1、議会の運営に関する事項についての調査研究のうち、①第2回臨時会の運営について、事務局から説明をさせます。

○青木議事係長 それでは、5月第2回臨時会の運営について御説明させていただきます。

本臨時会は、5月13日に招集される旨の告示が先週2日になされ、同日に議案書が送付されております。

本臨時会の運営につきましては、レジュメに沿って御説明させていただきます。

まず、会期でございますが、5月13日の1日限りとしております。

議事日程につきましては、後ほど、別紙臨時会日程表案により御説明させていただきます。

付議事件でございますが、レジュメに記載のとおり、市長提出議案が7件、内訳といたしまして、補正予算案2件、人事案件2件、専決処分の承認2件、専決処分の報告1件となっております。

議案の審議方法についてですが、議案第55号、議案第56号の人事案件2件及び報告第6号を除き、日程表案の3ページ目に記載しております付託案件表案のとおり、議案第53号は予算決算審査委員会へ、議案第54号、報告第4号及び報告第5号は総務産業委員会への付託審査としております。議案第55号及び議案第56号につきましては、人事案件でございますので、先例によりまして、質疑の後に委員会付託、討論を省略しての採決となりますが、議案第55号教育長の任命同意につきましては、これまでの運営に倣い、候補者を参考人として本会議にお呼びして所信を伺った後、質疑を経て採決を行う運営としております。本会議に参考人をお呼びする場合は、会議規則第84条の規定によりまして、参考人の出席要求に係る議決が必要となり、議決後、議長から参考人に対して出席要求書を送付し、参考人の招致となります。このたびの候補者は今協現副教育長でございますので、事前に調整をいただいております。報告第6号の専決処分につきましては、質疑をもって議了となります。

次に、議案の質疑ですが、通告制でお願いしたいと考えており、通告期限を9日木曜日午前10時とさせていただければと考えております。

なお、議案第53号につきましては、議会の申合せにより、本会議での質疑は行わないこととなっております。

最後に、会議録署名議員につきましては、3番奥道議員、4番内田議員、5番松本議員の3名

の方をお願いいたします。

それでは引き続き、臨時会の議事日程について御説明させていただきます。

別添の日程表案を御覧ください。

まず、日程1で会議録署名議員の指名、日程2で会期の決定をいただきます。日程3で議案を上程いただき、市長から提案説明を行っていただきます。日程4で議案の質疑、議案の委員会付託の後、日程5で参考人の出席要求をお諮りいただきます。本件が可決されましたら、本会議を休憩して、議案第55号に係る参考人の出席要求書を議長名で送付し、日程6で参考人招致を行い、候補者である参考人から所信表明を伺い、質疑を行っていただきます。この際の質疑につきましては、通告なしで行っていただくこととし、通常の質疑同様、発言は自席で行っていただき、回数は2回までとなります。候補者への質疑が終了した後、再び本会議を休憩いただき、総務産業委員会、そして予算決算審査委員会の順で付託議案の審査を行っていただきます。両委員会での審査終了後、本会議を再開し、日程7で委員長報告、日程8で全議案の討論、採決を行っていただく案としております。

臨時会の議事日程については以上でございますが、4月の人事異動によりまして、議場への出席説明員が変わっておりますので、冒頭の市長の御挨拶の中で説明員の御紹介を行っていただく予定としております。

また、松畑教育長の任期が5月20日までとなっていることから、先例により、閉会に当たり、退任に際しての御挨拶を行っていただく予定としております。

また、本臨時会で、教育長が市長提案どおり同意された場合の就任の御挨拶につきましては、6月定例会となる見込みでございます。

最後になりますが、既にお知らせしておりますとおり、5月1日からクールビズが実施されておりますので、本臨時会については、議員及び執行部の上着やネクタイを着用しないことを認めておりますので、よろしくお願いいたします。

また、こちらも既にお知らせしておりますとおり、議会における新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、議場や委員会室等のパネルは撤去させていただいております。また、マスクの着用は個人の判断となりますので、よろしくお願いいたします。

第2回臨時会の運営につきましては以上でございます。

○奥道副委員長 説明が終わりました。

質疑等がありましたら、お受けいたします。よろしくお願いいたします。

○中西委員 すいません。質疑ではないですけども、今回の補正予算については、幾つか新規の事業が出てくると思うんです。いつもだと、新規事業についての説明は委員会当日出てくるのが多いですが、できればこの質疑通告日、5月9日くらいまでに新規事業の概要を出していただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○青木議事係長 細部説明書には一応書いておるところでございますけれども、中西委員御請求

がありました新規事業シートにつきましても、5月9日までに出していただけるかどうか、要求はさせていただきます。

○中西委員 ありがとうございます。

議案第55号の質疑は通告なしということではなされていますけれども、前もって、これは質疑通告をしても、別に構いませんでしょうか。

○青木議事係長 議案第55号教育長の任命同意につきましては、通告制でお願いしたいと考えております。通告がないというのは、参考人、いわゆる候補者の所信表明についての質疑については通告なしでお願いしたいということでございますので、議案第55号と議案第56号、教育長の任命、教育委員の任命同意につきましては、5月9日の通告期限までに通告をいただきたいと考えております。

○中西委員 議案第55号に対する質疑と、任命同意の参考人の招致の候補者の所信表明に対する質疑は、内容的にはどう変わってくるものでしょうか。

○青木議事係長 議案第55号の教育長の任命同意につきましては、答弁者がどなたになるかわかりませんが、執行部に対する質疑でございます。

参考人、候補者の所信表明に対する質疑につきましては、このたび御提案のあります候補者に対する質疑になります。

○中西委員 ありがとうございます。

○守井議長 本人と執行部に対する質疑の違いがあるということですが、参考人に質疑をしたい場合に、通告はできるのか、して悪いことになるか。

○奥道副委員長 一度整理しますと、中西委員の御質問の趣旨と、青木議事係長にお答えいただいた趣旨がちょっとずれていたということで、もう一度お答えをいただけますか。

○守井議長 参考人への質疑を通告しては駄目でしょうかという、ちょっと今、中西委員の。

〔「通告ができないことはないと思いますけど、所信表明を聞かない」と呼ぶ者あり〕

いやいや、通告をするというだけの話をするかしないかという話は、言えるんだなんんかという。別に言わなくてもええという話。

○奥道副委員長 中西委員、もう一度御質問をお願いできますか。

○中西委員 いろいろ御配慮いただきありがとうございます。

議案第55号に対する質疑と参考人への質疑の違いについてはよく分かりました。

もう一つは、候補者の所信表明については質疑通告がなくてもいいということですが、通告は、形の上ではないですが、あらかじめ簡単な一文だけ、前もって、この質疑通告のときに、私は出しておきたいと思っております。それはそれでよろしいんですね。制度の上での通告はないですが、私は、候補者が答弁しやすいように、聞きたいことについては申出をしておく。通告するのではなくて、申出をしておくということは別によろしいですね。

○青木議事係長 中西委員が言われるように、申出のほうは執行部に伝えるようにさせていただきます。

○奥道副委員長 ということで、今の件、中西委員、よろしいですね。

今の件はそういうことで、ほかに何か質疑がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、この件についてはないようですので、第2回臨時会の運営につきましては、事務局案のとおりでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、御異議なしと認めますので、第2回臨時会の運営については、事務局案のとおりといたしますのでよろしくお願いをいたします。

それでは続きまして、②へ行かせていただきます。

②東備消防組合議会議員の辞職についてということでございますので、事務局から御説明をお願いいたします。

○青木議事係長 ②から④につきましては、今臨時会の運営に直接関係がないものでございますが、6月定例会の構成替えに係ることありますので、事前にお知らせ、あるいは御協議いただきたい事項でございます。

まず、②です。東部消防組合の辞職についてでございますが、東部消防組合議会の議員につきましては、これまで、構成替えの際は、5月末で辞職をいただいております。つきましては、東備消防組合議会議員の辞職願の提出を、事務局にて代行させていただくことと、あらかじめ、5月31日で辞職の許可を議長からいただくことの御了解をいただきたいと思っております。

○奥道副委員長 ②東備消防組合議会議員の辞職に関して、今説明がありましたが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、よろしいということですので、異議なきと認めます。

それでは、同じく③正副議長選挙に係る所信表明会の運営についてということで、事務局のほうから。

○青木議事係長 6月定例会初日の構成替えで行われます正副議長選挙の前に行われる所信表明会についてでございますが、この運営につきましては、所信表明会に関する内規によりまして、会派代表者会議で協議し、決定することとなっております。

13日の臨時会閉会後に会派代表者会議を開催いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○奥道副委員長 今説明がありましたとおりですが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

13日臨時会閉会後ということですので、会派代表者会議がございます。よろしくお願いいた

します。

それでは、④構成替えに係る請願の紹介についてということで、事務局からよろしくお願ひします。

○青木議事係長 こちらにつきまして、先例及び申合せによりまして、自己の所属する委員会の所管事項に関する請願については紹介議員とならないようにすることとされておりますが、6月定例会は構成替えということで、現在所属する委員会から変更される委員の方もいらっしゃるかもしれませんので、6月定例会への請願の提出に当たっての紹介議員につきまして、御協議いただきたいと思っております。

なお、請願における議員の紹介は、請願書の受理の要件にとどまり、継続要件ではないと解することが相当と思われまふ。仮に、請願を受理した後、紹介議員がいなくなったとしても、請願自体は消滅するものではございません。事務局といたしましては、前例により、議員の紹介は今の構成で受けざるを得ないかと考えております。仮に、構成替えによって、紹介議員が付託される委員会への所属になられた場合は、必要に応じ、紹介議員の取下げ及び追加をされるなど、紹介議員を交代していただくことになると考えております。

構成替えに係る請願の紹介につきましては以上でございます。

○奥道副委員長 ありがとうございます。

内容的に少し。

○土器委員 私は、請願は2年ごとで消えるかと思うとったんじゃけど、4年なんですね。ちょっと勘違いしとった、ありがとう。

○奥道副委員長 よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、特に御異議もないようですので、事務局案のとおりとさせていただきます。

次へ行かせていただきます。

右側のページ、2、議長の諮問に関する事項についての調査研究ということで、まず①議会の先例事例に関することとして、(1)先例55の改正についてということで、別添の改正案があります。御覧ください。

内容につきましては、事務局からお願いします。

○青木議事係長 それでは、別添の改正案を御覧ください。

先例55、本会議に出席を求める説明員の改正についてでございますが、4月1日付の市の機構改革によりまして、本会議に出席する説明員の方に変更がございましたので、別紙の新旧対照表のとおり改正させていただきたいと考えておりますので御協議いただければと思います。

○奥道副委員長 一度御覧いただいて、改正前後の違いを見ていただければと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、①、御異議もございませんようですので、御説明のとおりということでよろしくお願ひいたします。

では、②へ移ります。

議会の基本条例の検証についてということで、今回、別添で最終報告書をお配りしております。御覧いただいた上で御説明を議事係長お願いします。

○青木議事係長 議会基本条例の検証につきまして、別添最終報告書案を御提出させていただいております。

先日、4月26日になりますが、正副委員長及び事務局におきまして、別添のとおり、最終報告書案を作成させていただきましたので、御確認をいただき、本日最終決定をいただきたいと考えております。

各委員からいただいた御意見等を基に、正副委員長及び事務局において評価、判定した結果、このたびの検証では、評価対象とした43項目中、23項目が実践しているが不十分であった、16項目が十分実践できている、4項目が実践できていないとの評価になっております。

また、このたびの評価による条例改正の必要性は全ての項目で認められませんでした。例えば、第9条に規定されています参考人制度の活用や意見交換会などの内容を充実させたり、議会報告会に関する内規を見直したり、また第14条の議員間討議の仕組みづくりなど、条例そのものではなく、制度の充実や見直しを行っていく必要があるとの御意見がございましたので御報告させていただきます。

本日御確認いただきまして、軽微な変更等がございましたら、事務局において修正させていただき、調整できた報告書を5月中に議長へ提出させていただき、さらにホームページで公開させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、県内他市議会におきましても、基本条例の検証をされておりますが、直近では、津山市議会さんであるとか玉野市議会さんが検証されており、ホームページにも掲載されておりますので、今後の御参考とされてはと考えております。

○奥道副委員長 今御説明いただいたとおりです。ちょっと時間を取っていただいているといいと思います。ちょっと見ていただいて、その上で御意見がありましたらお伝えください。

暫時休憩といたします。

午前 9時55分 休憩

午前10時00分 再開

○奥道副委員長 それでは、議会運営委員会を再開いたします。

先ほど申しましたとおり、御意見がありましたらお願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

また、時間をしっかり取っていただけて見ていただければ、また何か出てくるやもしれませんが、その際は、また事務局へ御連絡いただけてということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、今後のことについては、また事務局等と相談をさせていただいた上で、今回はこの件で行くと、最終決定とさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは引き続きまして、③議会業務継続計画の策定についてということで、同じく別添で計画書の案をお示ししていると思います。

これにつきましては、事務局から御説明をお願いいたします。

○大西議会事務局次長 それでは、前回からの継続協議の件でございます。

議会業務継続計画の策定についてということで、本日、2点、決定を出していただきたい点です。

1点目は、まずは備前市議会の災害対策会議という名称について、特段、事務局には御意見等をお寄せいただいておりますので、本日、御決定をいただけたらと思います。

もう一点、大きく今回の協議のテーマになっております議員の参集についてでございます。前回会議で議員の参集について、これを除いたものの案をつくってお出ししますということで、本日、この参集を取ったものを委員会資料としてお出しさせていただいております。内容的には、参集のところをほぼ取っただけという形のものでございますので、今まで見ていただいたものと、そこを除けば大きな変化はないものでございます。

一応、前回、各党派等でもう一度お話をし、発災後の議員の参集、4日後の10時というところを残す残さないというのを、本日、御決定をいただきたいというところまでお話をさせていただいておりますので、このあと御協議いただけたらと思います。本日の決定をもちまして、諸々、細かいところを直した最終の確定稿を準備していくという流れに持ってきてきたいと思います。

以上、御協議をよろしく願いいたします。

○奥道副委員長 今、説明がありましたとおりですが、まず1点目が、お手元の業務継続計画の4ページになりますか。その4ページの3、市議会災害対策会議（仮称）に関する事項ということで、この仮称を、要は正式な名称として、これを使うか使わないかと、この御決定をいただきたいということでありますが、皆さんいかがでしょうか。

御異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、次回以降は、市議会災害対策会議という名称で今後は行くという本会議の決定ということで、よろしく願いします。

次に、参集に関するところについては、大西次長、もう少し説明していただけますか。

○大西議会事務局次長 前回、お話のテーマにさせていただきました。発生の4日後の10時に全議員が参集するというのが、第1案の中で盛り込まれておりました。災害対策会議が持ち上がると同時に、4日後には全議員が、どうなっても取りあえず参集するというのが残ってるのが第

1 案目でございました。ここの自動参集みたいな条項になりますけれども、この部分を残す、残さないという決定を、本日、お決めいただければというところでございます。もし、本日御用意しました、それを除いた案ということであれば、集まる時には、議長のお声がけにより参集していただくというような形のものになる予定でございます。

○奥道副委員長 皆さんに御協議いただきたいのが、今次長から説明がありましたとおりで、発災後4日後、全員が10時には議場へ参集すると、これを計画の中できちんと残して、これのとおりに、何があろうともこうするというふうにするのか、あるいはそれを取って、議長からの招集に応じて行くというふうな文言にするのかと、このいずれかというふうに判断いたしますが、次長、そういうことですね。

皆さん、いかがでしょうか。どちらがよろしいでしょうか。どうぞ御意見お願いいたします。

○石原委員 計画の8ページ、初動のところで、まずもっての行動指針になるのかなというところで、枠で囲まれておる、市議会災害対策会議の設置もここで想定もされるのかなと。災害に応じてでしょうけれども、その中で、事務局また正副議長になるのか、対策会議の開催準備に当たりますよ。その中で参集者であったり、日時の設定であったり、形態の検討であったりとかもなされる想定になってますんで、僕はこれでいいのかなと。明確な規定じゃなくても。

それから、10ページのところで、72時間以内になってるんですけども、左上の正副議長に関しては72時間以内の参集をあくまで原則ですけれども、ここまでに正副議長においてはこちらへ参集すると。恐らく8ページのところで、初動のところで参集をされたりということも大いにあるんでしょうけれども、災害の状況をしっかり見極めた上での72時間に向けての対応であったり、参集であったりという形を取られればいいんじゃないかなと思いますので、この形で、僕はよろしいというふうには思います。

それから、これまでも議運において、他自治体の視察等々にもお邪魔して、こちらの業務継続計画についての御示唆もいただきましたけれども、そこであったのが、とにかく議員がてんで、それぞれの地区から状況をそれぞれが市当局へ伝えておったんでは、もうかえって混乱を来すからして、議会の中でこういった対策会議を設けて、そこで情報の一元化をされて、市当局ともやり取りをしながらという流れがあったかなと思ひまして、まさしくそうかなと。災害時に、各議員がそれぞれの地区のことをてんで市当局へ伝えていきよったんでは、かえって本当に混乱を招くのかなと。適宜適切なタイミングで、こういった対策会議を設けて、そこで議員からの情報であったり、そういうものの一元化をある程度されて、市当局のやり取り、これは大いにこれまでの先進事例も参考にもなっておると思ひますし、どんな災害が起こるか分かりませんが、準備段階としてはあるべき形かなというのは、これを見て思ひました。

○奥道副委員長 石原委員からの御発言でしたが、ほかの方は、皆さんよろしいでしょうか。

○中西委員 2ページのところで、対象となる災害等というところの、例えば風水害のところを見ても、1行目の最後のほうへ、市全域にわたって災害が発生する危険があるときなんて

すね。8ページ以降のを見ると、初動期と72時間、あるいは2週間後、つまり災害が起こったとき、起こってからの対応なんです。対象とする状況は、危険があるときにも行うということになるんで、これはどうなんかなというのがちょっと気になるところです。

それから、もう一つ、地震、津波のところで、地震が発生したとき、または津波警報以上が発表されたときですけど、これもどういうふうに理解したらいいかなというのが。つまり、災害が起こってからの場合を想定しているのであれば、別に、この後の段は、それで合うんですけども、起こる危険があるとき、あるいは発表されたときを想定するんかどうなんかなというのが、ちょっとこう疑問に思うところです。ごめんなさい。漠然としていて。

○大西議会事務局次長 こちらは、対象となる災害というところで、先ほど中西委員がおっしゃられたとおり、もう発生する危険性があるというようなところで、事前にこういうことが予想される場合ということで想定をされております。

8ページを御覧いただければと思うんですが、初動期ということで、発生前または発生後24時間以内ということで、発生前から、既にもうこの態勢、事務局の参集なり、議長、副議長との連絡等々含めまして、発生前からもう既に初動の態勢は取っておりますよというところから、こちらの業務継続計画がスタートしておりますので、2ページに書いてあるとおり、もう発生したとき、発表されたとき、それから発生する危険があるとき、こういったところの形で、既に初動は動き始めているというところで想定をしてつくられているというところでございます。

○中西委員 ここはなかなかデリケートなところだと思うんですね。ここの判断は、ここの文字に書いてある字句のとおりというふうに理解すればいいのでしょうか。

○大西議会事務局次長 字句のとおりというようなところで、2ページのところに、表外の米印で、上記全ての場合、市対策本部は非常態勢の要員配備態勢となることを想定とするということです。事前の対応としましては、市の対策本部が非常態勢を引いたときというようなところで御判断いただければと考えております。

○中西委員 今の御説明ですと、市の対策本部が非常態勢の要員配置態勢を取ったら、議会もそれと連動して、同じような態勢が取られますよということですね。

○大西議会事務局次長 そのように捉えていただいて結構かと思います。

○西上委員 4日目の件ですけども、前回も私、ここで会派での発表させていただきましたけれども、避難所のマニュアルでも、4日後におおむね復興、大体できるだろうというようなことで、一応議員も、心構えとして、いついつぐらいには行かにゃいけないというのも必要ですので、4日目10時も残しながら、石原委員も言われたように、議長の判断で状況に応じてという言葉も使いながら、文言を書いていったらいいんじゃないかなと思います。

○中西委員 6月で議会構成も変わるところではありますけども、議運でも、この業務継続計画については視察を行ってきたわけです。次回は、議会構成も変わって、議運の構成も変わる可能性があるわけですけども、申し送り事項にあるように、この業務継続計画、一度やっぱり実際に

訓練をしてみる必要があるんじゃないかなど。机上に書いてあることは書いてあることとしながらも、一度、訓練をやってみるといふのを、ぜひ次回の申し送りの中でも強くお願いをしておきたいと思ひます。

○奥道副委員長 ほかによろしいでしょうか。今のは御意見ということで、事務局のほうでまたお考えください。

土器委員、特にないですか。

先ほど、西上委員からの御発言につきまして、いかがでしょう。事務局のほう、どう考えられますか。

暫時休憩をいたします。

午前10時20分 休憩

午前10時27分 再開

○奥道副委員長 それでは、会議を再開いたします。

○大西議会事務局次長 それでは、休憩中に御協議いただき、その内容でございますが、議員の参集については、1項目きちっと明記をすると。その参集の方法につきましては、原則自動参集というような形ではなく、議長の判断により参集を決定して、連絡をして参集するというような内容になるように、文言を整理させていただくと。かつ、これを制定した後、必ず実地訓練的なものやってみて、必要があれば、箇所箇所の修正を行っていくというような方向で、今のところ御協議の内容がまとまったかと思ひますが、そういった形でよろしいでしょうか、最後、結論をお願いいたします。

○奥道副委員長 ただいま事務局からの御説明のとおりでございますが、各委員の皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そういう方向で決定をした上で進めていければとということで、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上で議会業務継続計画の策定については終えたいと思ひます。

次に、④番、次期議会運営委員会への申し送りということで、レジュメのほうに12項目ほど挙げていただいております。これと併せて、もしこれ以外の部分で、これはというものがございませうでしたら、御提案等いただければと思ひますが、いかがでしょう。

○石原委員 前期ですから、今の我々のこのメンバーから次なる議運へ申し送り事項ということになるかと思ひますけれど、先ほど③にございましたけれども、正副議長選挙に係る所信表明会のところがございませう。こちら、申し送り事項の6番のところ、正副議長選挙に係るところで、推薦人の要否がございませう、これいつぞや私も発言させていただいたかと思ひますけれども、まだまだ申し送り事項になつとんで、先ほどあつた6月定例会での議長、副議長選挙においては、引き続き推薦人を要する形でということによろしかったですか。確認ですけど。

○青木議事係長 推薦人につきましては、今の内規上ですと、努めるとありますので、それを変えない限り、必ず要るわけではないと思うんですけども、努めて推薦人の署名を添えてという規定になっております。

○石原委員 もう努める、必ず要するものではないという確認をさせていただいた上で、推薦人に当たる方は、よくよくお立場もお考えの上で、その推薦人に当たっていただきたい。可否について御検討いただきたいことをお願いしておきたいと思います。

それから、10番の議員間討議の実施についてでございますけれども、先ほどの基本条例の検証でも、まだまだ不十分な点が多分にあるという検証結果が出ておりましたけれども、こちらも次なる議運への申し送り事項にはなっておりますけれども、現状ではこちらも、確認ですけれども、例えば各常任委員会等でそれぞれの委員長の裁量でもって、こういった議員間討議の時間を設けるなり、取り入れるなりということは、各委員長の裁量でということでの現状は、備前市議会においては、そういう形だという認識でよろしいでしょうか。

○青木議事係長 厚生文教委員会、西上委員長のほうで、特に請願とかにつきましては、委員間討議をされておられる事例もございますので、今のところは、石原委員が言われるように、各委員長に、委員会にお任せしての運営になろうかとは思っております。ただ、委員間討議もそうですし、今回の場合は、議員間討議とかということもございますので、その辺またガイドラインであるとか、他市で参考になるものがありましたら、事務局としても、情報を集めて、また御提案させていただければと考えております。

○土器委員 今、議員間討議言うたんけど、現実には、今、説明員と討議しよるんが多いんじゃないかと思うんです。じゃから、それはやっぱし改めにやおえんのじゃねえん。説明員じゃから、説明しに来とるわけじゃから、それを今後、気をつけたほうがいいと思います。

○奥道副委員長 そのほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○青木議事係長 ありがとうございます。次回、6月定例会の運営を審査いただく議運がございますので、一度会派に持ち帰っていただいて、次期議運に申し送る事項を御検討いただきたいと思っております。このたびも、例えば4番、議会基本条例の検証方法は今回行いましたので、これで今回は終了と、また次回以降のやり方は考えていただくようになろうかと思っております。

それと、9番のBCPも一応、今回、策定最終計画書ということでお示しさせていただいて、実施訓練等もしていくということでありましたので、こちらあたりもどのようにされるかというところであろうかと思っております。

次回の議会運営委員会までに、また御提案いただいて、そのときに御決定いただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○奥道副委員長 次回議運が5月28日ということで、そのときまたということでもよろしいですか。改めて、これについてどうのでもなく、また御意見がありましたらということで承っておけば

いいですか。

○青木議事係長 はい、よろしく願いいたします。

○奥道副委員長 会派のほうでまた御検討くださいということで。ありましたらということで。なければもうこのまま行くという、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、御意見等ないものとさせていただきます。

本日の案件は以上ですが、ほかに特にはよろしいですか。

○石原委員 すいません。この期の議会報告会はどうでしたかね。前回、秋の福祉系のイベントには前年同様参加する方向でというお話があったかと思うけど、5月、今月の議会報告会は、各常任委員会ということでよかったですか。

○大西議会事務局次長 前回からですか、12月議会以降は、各常任委員会での対応というようなことで、議運で御決定いただいておりますので、しばらくの間それを続けていただいとるというような格好になっております。現状そういった形です。

○奥道副委員長 よろしいですか。各常任委員会ですね。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、ないようですので、以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。ありがとうございました。

午前10時36分 閉会